

介護サービス事業者 各位  
(認定申請代行業者向け)

平成31年 3月 5日  
介護保険課 認定担当

日頃から要介護認定・要支援認定等申請の作成支援及び提出代行等にご協力いただき誠にありがとうございます。さて、要介護認定・要支援認定等申請に係るお知らせ及び変更のご連絡を以下のとおり行いますので、ご確認をお願いいたします。

## 1 平成31年度 要介護認定・要支援認定 更新申請受付開始日

平成31年度の更新申請受付開始日を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。認定の更新申請は、認定有効期間終了日の60日前から受付を開始します。なお、受付開始日が休日・祝日である場合は、翌開庁日を受付開始日とします。

認定有効期間終了日		更新勧奨送付予定日	受付開始日
平成31年 (2019年) 5月31日	→	平成31年 (2019年) 3月19日	平成31年 (2019年) 4月 1日 (月)
6月30日	→	4月18日	5月 7日 (火)
7月31日	→	5月23日	6月 3日 (月)
8月31日	→	6月19日	7月 2日 (火)
9月30日	→	7月18日	8月 1日 (木)
10月31日	→	8月20日	9月 2日 (月)
11月30日	→	9月19日	10月 1日 (火)
12月31日	→	10月18日	11月 1日 (金)
平成32年 (2020年) 1月31日	→	11月20日	12月 2日 (月)
2月29日	→	12月18日	平成32年 (2020年) 1月 6日 (月)
3月31日	→	平成32年 (2020年) 1月22日	1月31日 (金)
4月30日	→	2月20日	3月 2日 (月)

## 2 がん患者に係る要介護認定等の申請に当たっての特定疾病の記載等について

第2号被保険者の要介護認定・要支援認定等申請の際には、申請書へ特定疾病の記載をお願いしておりますが、平成31年2月19日付け厚生労働省老健局老人保健課通知の「がん患者に係る要介護認定等の申請に当たっての特定疾病の記載等について」を受け、「がん末期」については申請書への記載は「がん末期」又は「末期がん」等の記載に限らず、単に「がん」と記載することで差し支えないこととします。特定疾病に該当するか（申請書に「がん」と記載した方が「がん末期」に該当するか）については、従来どおり介護認定審査会において判断します。

### 3 介護保険要介護・要支援認定申請に係る書類の送付先指定取扱い変更

介護保険に係る書類は原則本人宛に送付しますが、本人が受取り困難等の事情がある場合には、「豊田市介護保険送付先変更（変更解除）申請書」（以下、「送付先変更申請書」という。）を市へ提出することによって賦課・給付・認定に係る書類の送付先を本人と別に指定することが可能です。また、認定申請に係る書類に限り、「介護保険要介護認定・要支援認定等 新規・更新（変更）申請書」（以下、「認定申請書」という。）によって当該申請に係る書類の送付先を一時的に指定することが可能です。

このたび、介護保険に係る書類の送付先情報を一括管理する等の事務改善を目的とし、システム改修を行いました。これに伴い、認定申請に係る書類送付の取扱いを以下のとおり変更しますのでお知らせします。

#### (1) 認定に係る書類の送付先指定の効力が生じる書類

	変更前	変更後
認定申請書 (一時的な送付先変更)	当該認定申請に係る 「延期通知書」 「結果通知書」 「更新勧奨通知」※	当該認定申請に係る 「延期通知書」 「結果通知書」
送付先変更申請書 (継続的な送付先変更)	「延期通知書」 「結果通知書」 「更新勧奨通知」	変更なし

※直近の認定申請書による指定送付先へ送付することを基本とし、必要に応じてサービスの利用状況等を市が確認したうえで送付していました。

#### (2) 送付先指定の優先度について

認定申請書によって送付先指定があるが、送付先変更申請書による送付先指定も行われている場合等については、以下のとおり取り扱います。

			取扱い
送付先指定	認定申請書	送付先変更申請書	原則送付先変更申請書どおり。 送付先変更申請書の受取人の了承があれば認定申請書どおりに送付。（市から申請代行業者等関係人に確認のうえ調整します。） 認定申請書どおり。 送付先変更申請書どおり。 本人宛。
	あり	あり	
	あり	なし	
	なし	あり	
	なし	なし	

#### (3) その他

ア 送付物受取人を事業所と指定いただくことは可能ですが、事業所の職員宛での指定は不可とします。

（例 受取人氏名が「●●事業所 職員〇〇様」である場合は、「●●事業所 御中」とします。）

イ システム改修を2月下旬に実施しており、取扱いの変更は改修以降の申請に関し適用して参りますので、取扱いが混在することがあります。ご了承ください。なお、更新勧奨通知につきましては、平成31年4月送付分から取扱いを変更する予定です。

#### 【問い合わせ先】

豊田市役所 福祉部 介護保険課

認定担当 西山、林、香村

電話：(0565) 34-6961 (直通)

FAX：(0565) 34-6034